

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 2 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について
（第 2 報）

今後、新型コロナウイルスへの対応に伴い、障害福祉サービス事業所等の運営にも影響が及び、特に就労継続支援 A 型・B 型事業所においては、生産活動収入の大幅な減少も予測されます。

「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」（令和 2 年 2 月 20 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）においてお示ししているところですが、新たに、「就労継続支援 A 型における経営改善計画の作成」及び「就労継続支援 B 型における工賃の支払い」に係る取扱いについて、下記のとおり、お示ししますので、各都道府県、指定都市又は中核市におかれましては、特段の配慮をしていただくとともに、市町村、就労継続支援 A 型・B 型事業所等への周知をお願いいたします。

記

指定就労継続支援 A 型事業者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）第 192 条第 6 項に従った適切な事業運営を行っていないときには、「指定就労継続支援 A 型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」（平成 29 年 3 月 30 日障障発 0330 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障

害福祉課長通知)等に沿って、経営改善計画書を作成させることになっているが、今般の新型コロナウイルスへの対応に踏まえ、

- ① 前回時点で経営改善計画の作成が不要であった事業所（新規開設事業所を含む。）が、今回新たに経営改善計画の作成が必要となる場合において、生産活動収入の減少等が新型コロナウイルスへの対応による影響と都道府県、指定都市又は中核市が認めるときには、当該影響が認められる間、経営改善計画の作成を猶予して差し支えないこと
- ② 前回時点で経営改善計画の作成が必要であった事業所が、計画期間終了時に「収益改善が認められる」等更なる経営改善計画の作成を認める要件を満たさない場合において、生産活動収入の減少等が新型コロナウイルスへの対応による影響があり、やむを得ないと都道府県、指定都市又は中核市が認めるときには、更なる経営改善計画の作成を認めて差し支えないこととする。

また、指定就労継続支援B型事業の工賃の支払いについては、生産活動収入の変動により、利用者に保障すべき一定の工賃水準（過去3年間の最低工賃）を支払うことが困難になった場合には、工賃変動積立金や工賃変動積立資産を取り崩して工賃を補填し、補填された工賃を利用者に支払うことになるが、今般の新型コロナウイルスへの対応によりやむを得ない場合には、「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 5」（平成30年12月17日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）の問1における災害時の取扱いを参考にして対応いただきたい。

(参考)

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 5
(平成 30 年 12 月 17 日) (抄)

(就労継続支援 B 型の工賃の支払い)

問 1 指定就労継続支援 B 型事業において、生産活動収入の変動により、利用者に保障すべき一定の工賃水準（過去 3 年間の最低工賃）を支払うことが困難になった場合には、工賃変動積立金や工賃変動積立資産を取り崩して工賃を補填し、補填された工賃を利用者に支払うことになるが、大規模な災害による直接的又は間接的な影響で長期にわたり生産活動収入が得られない場合等において、この対応が困難になったときにはどのようにすればよいか。

(答)

貴見のとおり、まずは工賃変動積立金や工賃変動積立資産により対応するものである。

ただし、以下の①から③をいずれも満たす場合には、事業所の職員の処遇が悪化しない範囲で自立支援給付費を充てることをもって、工賃の補填を行っても差し支えない。

- ① 激甚災害の指定を受けた地域又は災害救助法適用地域に就労継続支援 B 型事業所が所在する場合又は取引先企業等が所在する場合、若しくは激甚災害の指定や災害救助法適用の要因となった大規模な災害による間接的な影響により生産活動収入が得られなかったことが明らかであると指定権者が認めた場合
- ② 生産活動収入の大幅な減少が見込まれる、又は生産活動は行っているが数か月にわたり十分な生産活動収入が得られなかった場合
- ③ 工賃変動積立金及び工賃変動積立資産がなく、これらを活用できない場合
なお、生産活動収入が少なくとも災害前の水準に戻った以後には、利用者工賃に自立支援給付を充ててはならない。